

社 福 第 788 号
令和 3 年 1 月 22 日

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会会長 殿

宮城県保健福祉部長



令和 3 年度福祉施策等の要望について（回答）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 10 月 26 日付け宮社協発第 937 号で要望のあったことについては、下記のとおりです。

今後とも、本県の福祉行政の推進について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 地域共生社会の実現に向けた各種施策の推進について

(1) 宮城県地域福祉支援計画の位置付けの明確化等について

地域福祉支援計画は、社会福祉法等において、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置付けられていることから、その旨を計画の中に記載します。また、地域共生社会の実現は、福祉の各分野に関わるものであり、今後、改定や策定を行う県の福祉関係計画の中に適宜、盛り込んでいきます。

また、市町村地域福祉計画の策定や地域共生社会の実現に向けた取組については、市町村福祉担当課長会議等において周知を図っていますが、引き続き未策定の市町村に対して策定を働きかけるとともに、計画の策定・改定の状況を把握し、計画の内容等について指導・助言を行ってまいります。

(2) 市町村社協に対する財政的支援の拡充について

地域共生社会の実現に当たり、市町村社会福祉協議会の担う役割は大変大きいものと認識しています。

国は、令和 3 年度から重層的支援体制整備事業や同事業への移行準備事業等を創設しましたが、昨年、市町村に対して重層的支援体制整備事業の実施予定を調査したところ、令和 3 年度に実施する市町村はなく、重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施を予定する市町は 3 市町に留まっております。県としては、これらの事業に関する情報収集に努め、市町村に対して実施を働きかけてまいります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた「プラットフォーム」の構築及び支援について

地域共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていくためには、地域福祉に係る関係

機関・団体が取組状況や課題、各々が有するノウハウ等の情報の共有を図るとともに、各地域における取組を支援するため、普及・啓発や人材育成、指導・助言、情報発信等を行うことが必要あります。現在、地域福祉支援計画の改定作業を行っていますが、その検討の中で関係者の方々の意見を聞きながら、県の担うべき役割や具体的な取組を検討し、計画の中に記載していきます。

なお、これらの取組を行うに当たっては、福祉関係団体との幅広いネットワークを有し、地域福祉活動に関する豊富な知見を有する貴会との連携が不可欠ですので、様々な面で相互に支援・協力をに行っていきたいと考えています。

2 大規模災害時における福祉支援体制の整備について

(1) 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」に基づく体制強化について
災害福祉広域支援ネットワークの運営に当たり、貴会には事務局として、会議や研修会の開催、災害発生時における災害派遣福祉チームの編成・派遣調整等の役割を担っていただいております。

一方、県は、貴会に対して事務局運営経費を負担するとともに、災害発生時には県災害対策本部や市町村との調整等を行っています。当ネットワークの運営において、その体制のあり方や県と貴会との役割分担等につきましては、今後十分協議を行ってまいりたいと考えております。

DWATの活動については、これまででも市町村に対して周知を行ってきたところですが、災害発生時においてDWATの活動が円滑かつ効果的に行われるよう様々な機会を活用して周知を図ってまいります。

(2) 災害ボランティアセンター及びDWATの活動経費等の支弁の明確化について

県災害ボランティアセンターの設置・運営については、平成16年3月31日に貴会、特定非営利活動法人みやぎ災害救援ボランティアセンター、県の3者で覚書を締結しているところですが、今般、同センター運営経費の一部が災害救助法の国庫負担の対象となったこと等を踏まえ、費用負担の在り方の方法について協議を行ってまいります。

また、市町村と市町村社会福祉協議会での協定等の見直しや締結も必要になるものと思っておりますので、市町村に対して、早期の見直しなどを促してまいります。

さらに、DWATの活動については、災害救助法に基づく救助として明確に位置付けるよう、全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会を通じて国へ要望していますが、事務局運営費を含め、必要な経費が国庫負担の対象とされるよう、まずは国に求めてまいります。

3 福祉・介護人材の確保について

介護職員処遇改善加算は、県内の対象事業所の9割以上が取得しており、加算額の全額が介護職員の処遇改善にいかされております。また、令和元年10月から新たに10月から新たに設けられた介護職員等処遇改善加算は、介護職員以外の職員の処遇改善にも充てることができるなど、より柔軟な制度となっております。県としては、この制度が安定的に継続されるとともに、より使いやすいものとなるよう引き続き国に要望してまいります。あわせて、加算取得促進セミナーや訪問指導を実施するなど事業者の支援を行ってまいります。

また、障害者自立支援給付費についても、福祉・介護職員の処遇改善の検証及び一層

の改善の検討を行うとともに、対象サービス及び職種の拡大を行うよう、引き続き国に要望してまいります。

現在、県では、県社会福祉協議会が行う介護福祉士等修学資金貸付事業へ支援を行っていることに加え、介護福祉士養成校に対する補助、介護のイメージアップ事業などを通じて、学生が福祉人材の養成校に進学しやすい環境整備に努めており、引き続き福祉・介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を実施してまいります。

4 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等貸付業務について

緊急小口資金等の特例貸付について、円滑に貸付が実施されていることに感謝申し上げます。

償還や免除の手続きにあたり、特に免除については、これまでと取扱いが大きく異なることから、その詳細の事務手続き等の内容について、早目に示すよう、国に対して求めてまいりますので、貴会においても、全国社会福祉協議会を通して、国に対し働きかけをお願いします。

また、今後発生する償還手続きに係る事務経費等については、令和2年9月26日に取りまとめられた全国知事会の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」の中に、本県からの提案により、債権管理に要する経費を国が責任を持って確実に財源措置することが盛り込まれ、9月29日に開催された全国知事会と国との意見交換会において国に提出されたところであり、国の動向について、注視してまいりたいと考えております。

5 各種団体からの要望等

これらについては、府内関係各課室において施策遂行上の課題として真摯に受け止め、国の法令及び制度の改定状況や本県の財政状況等を勘案しながら、対応を検討してまいります。

担当：社会福祉課地域福祉推進班

tel : 022-211-2519

fax : 022-211-2594

e-mail : syahukc@pref.miyagi.lg.jp